

○鎌倉市一般廃棄物指定収集袋等取扱店に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年鎌倉市条例第8号。以下「条例」という。）

第21条の2第2項に規定する指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）及び条例第22条の2第2項に規定する事業系指定収集袋（以下「事業系指定収集袋」という。）により納める一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収等に係る事務を委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委託内容)

第2条 委託する事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定収集袋及び事業系指定収集袋（以下「指定収集袋等」という。）の交付及び手数料の徴収に関すること。
- (2) 徴収した手数料の納付に関すること。

(委託契約の締結等)

第3条 前条に規定する事務の受託を希望する店舗の代表者は、指定収集袋等取扱店指定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、次に掲げる条件を満たすと認められたときは、委託契約を締結するものとする。

- (1) 市内に店舗を有すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 次条の責務を全うできると市長が認めること。
- (4) 暴力団の関係者でないこと。
- (5) その他営業に関し、法令に違反した行為がないこと。

3 市長は、前項に定めるもののほか、前項第1号の規定にかかわらず、市民の利便性を考慮し、市外の店舗の代表者と委託契約を締結することができるものとする。

4 市長は、前2項の規定により委託契約を締結したときは、指定収集袋等取扱店表示（以下「取扱店表示」という。）を交付することにより、取扱店の指定をするものとする。

5 前項の取扱店の指定を受けた店舗（以下「指定取扱店」という。）は、取扱店表示を店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定取扱店の責務)

第4条 指定取扱店は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 条例に規定する全ての種類の指定収集袋等を指定取扱店に常に良好な状態で保管し常備しなければならない。
- (2) 指定収集袋等の発注、交付及び徴収した手数料の納付に関し、市の指示に従わなければならない。
- (3) 市の責めに帰する事由によるものを除き、市に対し指定収集袋等の交換を求めてはならない。
- (4) 指定収集袋等は、その種類ごとにそれぞれ10枚1組として交付しなければならない。
- (5) 汚損又は破損した指定収集袋等を交付してはならない。
- (6) 指定収集袋等を他に譲渡してはならない。
- (7) 手数料を条例に規定した金額を変更して徴収してはならない。

(指定収集袋等の発注等)

第5条 指定取扱店は、指定収集袋等の引渡しを受けようとするときは、市長に必要量を発注しなければならない。

2 指定取扱店は、指定収集袋等の納品時に交付される納品書を、2年間保管するものとする。

(委託料)

第6条 市長は、指定取扱店に対し委託業務に要する費用として委託料を支払うものとし、委託料の額は、指定取扱店が発注し納品された指定収集袋等の数量に応じた手数料の8パーセントに相当する金額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税の相当額（1円未満切り捨て）を加算した額とする。

2 委託料は、地方自治法施行令第164条第4号の規定により、指定取扱店が手数料として収納する収納金から対等額で繰替えて支払うものとする。

(申請事項等の変更の届出)

第7条 指定取扱店は、委託契約期間内において、申請書の記載事項に変更があったときは、指定収集袋等取扱店指定申請事項変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 指定取扱店は、委託契約期間内において、指定取扱店の指定の取消しを受けようとするときは、指定収集袋等取扱店指定取消届（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

3 前項の規定により、指定の取消しを受けた取扱店は、速やかに取扱店表示を返納しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年11月5日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年12月4日から施行する。